エリア限定

高齢者や障害のある方へ

住宅の除却工事

を支援します！

木造密集地における、地震時の
被害拡大を防止するため、
建て替えや施設入居等により
使用しないこととなるご自宅の
除却工事を支援します。

補助の対象は？

次の要件に該当する高齢者等木造住宅(※1)の除却工事が対象です。

① 市内の木造密集地(※2)にあること
② 昭和56年５月31日以前に建築され、または工事に着手したもの
③ 耐震診断(※3)の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
④ 過去に市の補助制度による補助金を受けていないもの

※1　世帯全員が65歳以上、または障害者手帳等の所持者、あるいは、生活保護等を受けている者が居住する住宅で世帯全員の市民税が非課税である。
※2　裏面参照
※3　別途補助制度が利用いただけます。

補助金額は？

除却工事費の**２３％以内**（補助限度額**５０万円**）

お申込み・問い合わせ先

〒920-8577　金沢市広坂１丁目１番１号
金沢市 都市整備局 建築指導課 建物安全推進室
（金沢市第一本庁舎３階）
TEL：076-220-2059　FAX：076-220-2134
E-mail：kenchiku@city.kanazawa.lg.jp

対象区域

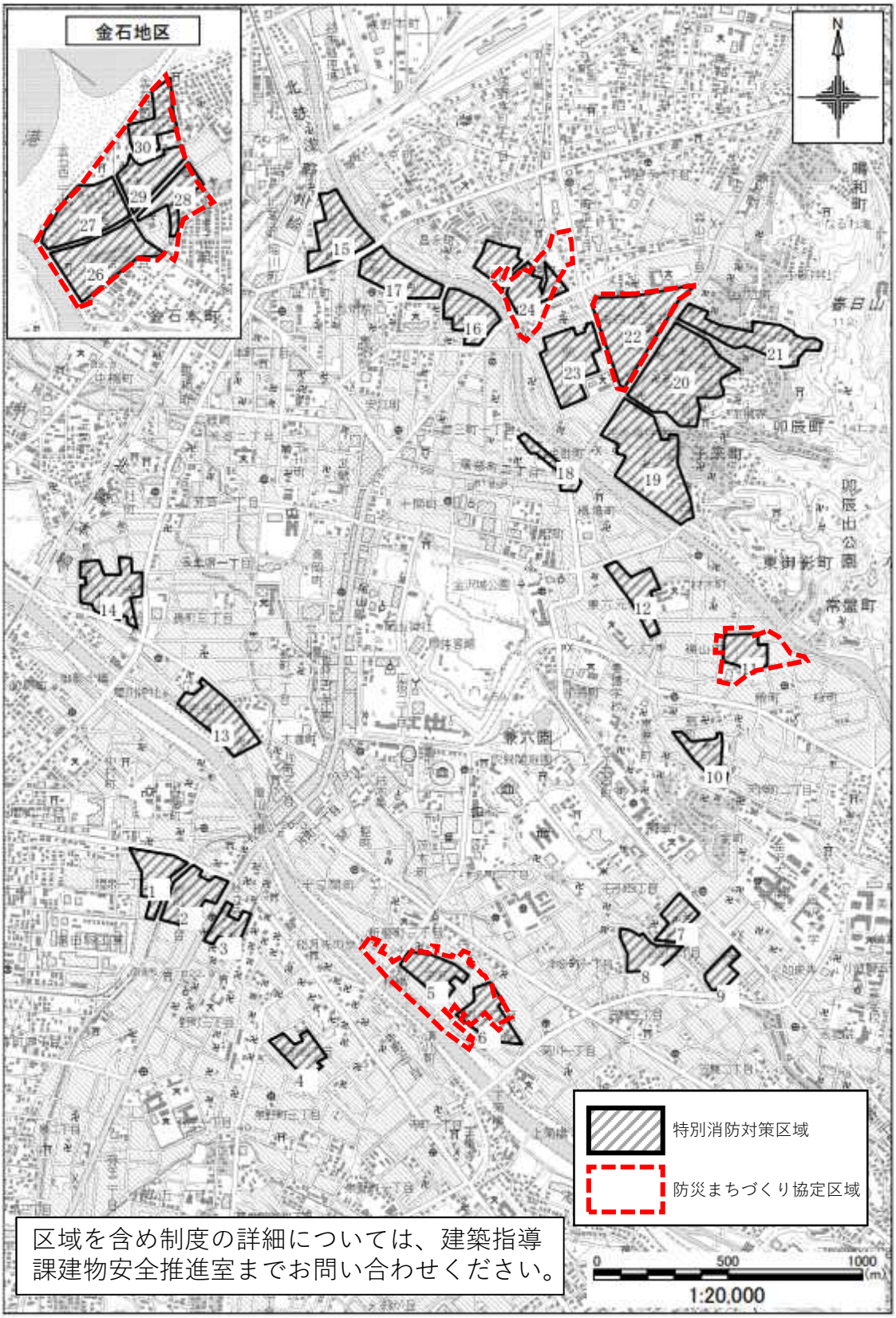

区域を含め制度の詳細については、建築指導課建物安全推進室までお問い合わせください。